

2024年6月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

2024年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり医療情報取得加算を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3か月に1回)	する	1点
	しない	2点

○他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

○マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。